

令和 7 年生駒市議会（第 2 回）定例会議案

令和 7 年 3 月 4 日

生 駒 市

令和 7 年 生 駒 市 議 会 （ 第 2 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 ～ 2
議案第 3 号	令和 7 年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 4 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 0 回）	3 ～ 21
議案第 11 号	令和 6 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	22 ～ 24
議案第 12 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）	25 ～ 28
議案第 13 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	29 ～ 31
議案第 14 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32 ～ 34
議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	35 ～ 53
議案第 16 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54 ～ 55
議案第 17 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について	56 ～ 71

議案第 18 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第 19 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	73～101
議案第 20 号	生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	102～103
議案第 21 号	生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について	104～106
議案第 22 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	107～111
議案第 23 号	生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	112
議案第 24 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	113～114
議案第 25 号	生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第 26 号	生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	116～117
議案第 27 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	118
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	119

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和7年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 第 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償額

409,308円

2 事案の概要

病気休職に伴い給与の全部または一部を不支給としていた消防職員について、公務災害が認定されたことから、不支給としていた給与を支給する。このことから、給与の支払いが遅れた期間に応じた遅延利息を損害賠償として支払うものである。

令和7年1月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 10 号

令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）

令和 6 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 10 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 7 6 , 2 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 , 1 8 7 , 2 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の廃止は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,466,500	228,560	6,695,060
	1 地方交付税	6,466,500	228,560	6,695,060
15 国庫支出金		10,108,630	625,333	10,733,963
	1 国庫負担金	5,538,090	74,763	5,612,853
	2 国庫補助金	4,541,500	550,570	5,092,070
16 県支出金		3,638,856	42,290	3,681,146
	1 県負担金	2,444,595	37,381	2,481,976
	2 県補助金	945,068	4,909	949,977
17 財産収入		44,779	4,586	49,365
	1 財産運用収入	31,129	4,586	35,715
19 繰入金		2,854,527	△52,659	2,801,868
	1 基金繰入金	2,854,527	△52,659	2,801,868
21 諸収入		1,012,203	4,731	1,016,934
	4 雑入	1,003,230	4,731	1,007,961
22 市債		4,409,900	△276,600	4,133,300
	1 市債	4,409,900	△276,600	4,133,300

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 入	合 計	51,611,023	576,241	52,187,264

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,615,614	184,591	5,800,205
	1 総務管理費	4,666,068	184,591	4,850,659
3 民生費		20,397,120	509,590	20,906,710
	1 社会福祉費	10,353,891	407,093	10,760,984
	2 児童福祉費	8,031,919	102,497	8,134,416
4 衛生費		9,326,822	66,580	9,393,402
	1 保健衛生費	2,752,033	66,580	2,818,613
5 産業経済費		640,824	48,151	688,975
	2 商工費	437,501	48,151	485,652
6 土木費		4,208,591	4,150	4,212,741
	1 土木管理費	284,240	4,150	288,390
7 消防費		1,750,307	△288,211	1,462,096
	1 消防費	1,750,307	△288,211	1,462,096
8 教育費		6,549,825	47,810	6,597,635

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼稚園費	962,549	1,667	964,216
	5 社会教育費	1,527,356	25,917	1,553,273
	6 保健体育費	1,377,281	20,226	1,397,507
9 災害復旧費		10,150	3,580	13,730
	2 農林業施設災害復旧費	6,500	3,580	10,080
歳 出 合 計		51,611,023	576,241	52,187,264

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	経営事務費	12,231
		庁舎管理費	14,710
		集会所新築等助成費	19,760
		防災経費	63,321
		安全で住みよいまちづくり経費	3,600
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	2,772
民生費	社会福祉費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業	383,117
		障がい者支援事業	5,000
		介護保険事業	18,976
衛生費	保健衛生費	母子保健事業	6,846
		病院事業	6,628
		環境基本計画推進事業	59,952
産業経済費	農業費	土地改良事業	5,000
	商工費	商工業振興事業	48,151
		テレワーク・インキュベーション事業	30,284
土木費	土木管理費	地域公共交通活性化事業	4,150
	道路橋梁及び河川費	河川水路改修事業	9,276
	都市計画費	まちづくり推進事業	19,400
		公園整備事業	37,560

款	項	事業名	金額
消 防 費	消 防 費	常 備 消 防 経 費	1, 8 2 7
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 管 理 費	1 1, 5 1 2
	社 会 教 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	2 5, 9 1 7
	保 健 体 育 費	体 育 振 興 事 務 費	2 0, 2 2 6
災 害 復 旧 費	農 林 業 施 設 費 災 害 復 旧	農 地 災 害 復 旧 事 業	8, 5 8 0

2 変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	橋 梁 予 防 保 全 事 業	1 5 0, 0 9 4	橋 梁 予 防 保 全 事 業	2 2 0, 0 9 4
		道 路 新 設 改 良 事 業	6 4, 7 6 0	道 路 新 設 改 良 事 業	1 5 2, 5 7 1
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	9 0 6, 6 0 3	中 学 校 施 設 整 備 事 業	9 3 8, 1 8 8
	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	7, 5 5 6	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	1 6, 0 5 7

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

廃止

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
奈良市・生駒市消防指令センター通信 指令システム更新整備事業負担金	令和7年度	4 3 5, 8 4 5

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
防災設備 整備事業	84,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間 及び償還期 限を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えるこ とができる。	90,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間 及び償還期 限を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えるこ とができる。
消防施設 整備事業	316,300	〃	〃	〃	28,100	〃	〃	〃
体育施設 整備事業	30,300	〃	〃	〃	57,600	〃	〃	〃
臨時財政 対策債	152,800	〃	〃	〃	131,000	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 地方交付税	6,466,500	228,560	6,695,060	1 地方交付税	228,560	普通交付税	
計	6,466,500	228,560	6,695,060				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 民生費国庫負担金	5,432,108	74,139	5,506,247	2 児童福祉費負担金	74,139	子どものための教育・保育給付交付金	
3 教育費国庫負担金	100,546	624	101,170	1 幼稚園費負担金	624	子どものための教育・保育給付交付金	
計	5,538,090	74,763	5,612,853				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 総務費国庫補助金	2,027,546	531,818	2,559,364	1 総務管理費補助金	531,818	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 新しい地方経済・生活環境創生交付金	500,509 31,309
5 教育費国庫補助金	19,862	18,752	38,614	5 社会教育費補助金	8,639	体育施設整備事業補助金	
				6 保健体育費補助金	10,113	学校体育施設開放に伴う防犯対策補助金	

計	4,541,500	550,570	5,092,070		
---	-----------	---------	-----------	--	--

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,360,378	37,069	2,397,447	2 児童福祉負担金	37,069	施設型給付費等県費交付金
4 教育費県負担金	50,273	312	50,585	1 幼稚園費負担金	312	施設型給付費等県費交付金
計	2,444,595	37,381	2,481,976			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	809,325	3,351	812,676	2 児童福祉補助金	3,351	施設型給付費等県費補助金
6 教育費県補助金	51,118	209	51,327	2 幼稚園費補助金	209	施設型給付費等県費補助金
7 災害復旧費県補助金	2,500	1,349	3,849	1 農林業施設災害復旧費補助金	1,349	現年度耕地災害復旧費補助金
計	945,068	4,909	949,977			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
2 利子及び配当金	5,850	4,586	10,436	1	利子及び配当金	4,586	財政調整基金利子 職員退職給与基金利子 減債基金利子 公共施設等総合管理基金利子 1,380 1,074 1,020 1,112
計	31,129	4,586	35,715				

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
7 公共施設等総合管理基金繰入金	821,559	△ 56,838	764,721	1	公共施設等総合管理基金繰入金	△ 56,838	
12 職員退職給与基金繰入金	466,500	154,000	620,500	1	職員退職給与基金繰入金	154,000	
16 財政調整基金繰入金	323,270	△ 149,821	173,449	1	財政調整基金繰入金	△ 149,821	
計	2,854,527	△ 52,659	2,801,868				

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
4 雑入	1,002,179	4,731	1,006,910	4	雑入	4,731	災害復旧費協力金
計	1,003,230	4,731	1,007,961				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	89,800	6,100	95,900	1 総務管理債	6,100	防災設備整備事業債
5 消防債	316,300	△ 288,200	28,100	1 消防債	△ 288,200	消防施設整備事業債
6 教育債	1,174,800	27,300	1,202,100	3 社会教育債	17,200	体育施設整備事業債
				4 保健体育債	10,100	体育施設防犯対策事業債
7 臨時財政対策債	152,800	△ 21,800	131,000	1 臨時財政対策債	△ 21,800	
計	4,409,900	△ 276,600	4,133,300			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

「単位 千円」											
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	地方債	財源その他	一般財源	区分		金額	
1 一般管理費	2, 807, 970	93, 324	2, 901, 294			97, 162 (繰入) 97, 162	△3, 838	3 職員手当等	154, 000	セイセイビル1・2階改修工事設計委託料	
								12 委託料	6, 000		
								14 工事請負費	△ 58, 207		セイセイビル1・2階改修工事
								17 備品購入費	△ 8, 469		事務用備品
5 財産管理費	1, 146, 525	4, 586	1, 151, 111			4, 586 (財) 4, 586		24 積立金	4, 586	財政調整基金 減債基金 職員退職給与基金 公共施設等総合管理基金 1, 380 1, 020 1, 074 1, 112	
8 市民活動費	160, 704	19, 760	180, 464				5, 871	18 負担金補助及び交付金	19, 760	地区集会所省エネ設備導入補助金	
11 防災費	142, 703	63, 321	206, 024	13, 889 (国補) 13, 889	6, 100		25, 912	10 需用費	5, 390	消耗品費	
								17 備品購入費	57, 931	防災用備品	
12 諸費	11, 519	3, 600	15, 119				1, 070	18 負担金補助及び交付金	3, 600	防犯カメラ設置事業補助金	
計	4, 666, 068	184, 591	4, 850, 659	47, 728	6, 100	101, 748	29, 015				

[単位: 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

〔単位 千円〕										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				財源						
				特定 国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	2, 099, 851	383, 117	2, 482, 968	383, 117 (国補) 383, 117			1 報酬	2, 717	パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	1, 232		
							4 共済費	364	職員共済組合負担金 社会保険料等	
							8 旅費	135	費用弁償	
							10 需用費	610	消耗品費 印刷製本費 修繕料	
							11 役務費	4, 403	通信運搬費 手数料	
							12 委託料	43, 356	システム等委託料	
							13 使用料及び賃借料	300	情報機器賃借料	
							18 負担金補助及び交付金	330, 000	低所得者支援及び定額減税補足給付金	
							18 負担金補助及び交付金	5, 000	障害福祉サービス事業者物価高騰対策 給付金	
3 障がい者福祉費	4, 049, 451	5, 000	4, 054, 451	3, 514 (国補) 3, 514			1, 486	12 委託料	2, 976	介護老人保健施設等管理委託料
6 介護保険費	1, 649, 799	18, 976	1, 668, 775	11, 246 (国補) 11, 246			7, 730	18 負担金補助及び交付金	16, 000	介護事業所物価高騰対策給付金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					説明
				節					
				特定財源			その他	一般財源	
				国県支出金	地方債	その他			
計	10,353,891	407,093	10,760,984	397,877			9,216		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				特定財源			節			
				国県支出金	地方債	その他				
2 児童保育費	2,670,757	102,497	2,773,254	114,559 (国負)			△12,062	18 負担金補助及 び交付金	102,497	施設型給付費等負担金
計	8,031,919	102,497	8,134,416	114,559			△12,062			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	[単位: 千円]	
				特定 国県支出金	地方債 その他	一般財源	区分	金額			
1 保健衛生総務費	1, 121, 825	6, 628	1, 128, 453	7, 315 (国補) 7, 315		△687	18 負担金補助及び交付金	6, 628	病院事業会計補助金		
5 環境保全対策費	346, 008	59, 952	405, 960	42, 138 (国補) 42, 138		17, 814	10 需用費	12	印刷製本費		
							12 委託料	19, 510	省エネ家電等買い換え補助事業委託料		
							18 負担金補助及び交付金	40, 430	省エネ家電等買い換え補助金		
計	2, 752, 033	66, 580	2, 818, 613	49, 453		17, 127					

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源 の 他	地 方 財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
2 商工振興費	249,119	48,151	297,270	33,843 (国補) 33,843		14,308	8 旅費	100	普通旅費
							10 需用費	100	消耗品費
							12 委託料	27,951	事業者支援委託料
							18 負担金補助及び交付金	20,000	中小企業振興事業補助金
計	437,501	48,151	485,652	33,843		14,308			

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

[単位：千円]									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源 の 他	地 方 財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 土木総務費	181,712	4,150	185,862	2,917 (国補)		1,233	18 負担金補助及 び交付金	4,150	公共交通事業者燃料高騰対策支援金
計	284,240	4,150	288,390	2,917		1,233			

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

1 消防費										〔単位 千円〕
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源 の 他	地 方 財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額		
3 消防施設費	371, 448	△ 288, 211	83, 237		△288, 200	△11	18 負担金補助及び交付金	△ 288, 211	通信指令システム更新整備事業負担金	
計	1, 750, 307	△ 288, 211	1, 462, 096		△288, 200	△11				

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					区 分	金 額	説 明	
				特 定 財 源			地 方 財 源	そ の 他				
				国県支出金	地方債	その他						
1 幼稚園費	947,263	1,667	948,930	1,145 (国負)	624 (県負)	312 (県補)	209	522	18 負担金補助及 び交付金	1,667	施設型給付費等負担金	
計	962,549	1,667	964,216	1,145				522				

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				財源			その他			
				特	定	財				
2 社会教育施設費	931,115	25,917	957,032	8,639 (国補)	17,200		78	14 工事請負費	25,917	体育施設整備工事
計	1,527,356	25,917	1,553,273	8,639	17,200		78			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

〔単位 千円〕									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定	地方債	その他			
				国県支出金					
1 保健体育総務費	124,828	20,226	145,054	10,113 (国補)	10,100		13	20,226	施設整備業務委託料
計	1,377,281	20,226	1,397,507	10,113	10,100		13		

[単位 千円]

(款) 9 災害復旧費

(項) 2 農林業施設災害復旧費

〔単位：千円〕

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				特定財源		一般財源				
				国庫支出金	地方債その他					
1 耕地災害復旧費	6,500	3,580	10,080	1,349 (県補)	4,731 (諸)	△2,500	14 工事請負費	3,580	現年度農地等災害復旧工事	
計	6,500	3,580	10,080	1,349	4,731	△2,500				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(778) 825	928,051	3,337,463	3,163,163	7,428,677	8,751,892	
補 正 前	(776) 825	925,334	3,337,463	3,007,931	7,270,728	8,593,579	
比 較	(2) 0	2,717	0	155,232	157,949	158,313	

※ () 内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	71,982	125,748	1,185	212,081	1,326	200,886	31,288
	補正前	71,982	125,748	1,185	212,081	1,326	200,436	31,288
	比 較	0	0	0	0	0	450	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,184		93,736	54,987	623,500	959,059	780,201
7,184		93,736	54,987	469,500	958,634	779,844
0		0	0	154,000	425	357

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	2,717	その他の増減分	採用に伴う増分	
給料	会計年度任用職員	会計年度任用職員以外の職員		
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	154,450	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	業務量増及び退職に伴う増加分	
			扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	千円 千円 千円 千円 千円 450 千円 千円
			夜間勤務手当 単身赴任手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当	千円 千円 千円 千円 154,000 千円 千円
	782	その他の増減分	採用に伴う増分	
	782	その他の増減分		

議案第 11 号

令和 6 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 6 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 4 5 1 , 1 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 財産収入		836	909	1,745
	1 財産運用収入	836	909	1,745
歳 入 合 計		10,450,256	909	10,451,165

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		70,803	909	71,712
	1 基金積立金	70,803	909	71,712
歳 出 合 計		10,450,256	909	10,451,165

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	金額		
1 利子及び配当金	836	909	1,745	1 利子及び配当金	909	介護保険介護給付費準備基金利子	
計	836	909	1,745				

[単位 千円]

歳出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定 国庫支出金	地方債	財源 その他	区	分		金 額
1 介護給付費準備基金積立金	70,803	909	71,712			909 (財)	909	24 積立金	909	介護保険介護給付費準備基金
計	70,803	909	71,712			909				

[単位 千円]

令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）

令和 6 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 5 3 1 , 4 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 財産収入		613	529	1,142
	1 財産運用収入	613	529	1,142
7 繰入金		894,434	40	894,474
	2 基金繰入金	35,383	40	35,423
歳 入 合 計		10,530,847	569	10,531,416

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,764,794	40	2,764,834
	2 後期高齢者支援金等	669,992	40	670,032
6 基金積立金		613	529	1,142
	1 基金積立金	613	529	1,142
歳 出 合 計		10,530,847	569	10,531,416

歳入歳出補正予算事別明細書

歳入

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 利子及び配当金	613	529	1,142	1 利子及び配当金	529	国民健康保険財政調整基金利子	
計	613	529	1,142				

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 財政調整基金繰入金	35,383	40	35,423	1 財政調整基金繰入金	40		
計	35,383	40	35,423				

歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国庫支出金	地方債	その他	区	分			
										特	金
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金等	669,992	40	670,032				40	18 負担金補助及 び交付金	40	後期高齢者支援金等納付金	
計	669,992	40	670,032				40				

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国県支出金	財源		区 分	金 額	
					地方債	その他			
1 財政調整基金 積立金	613	529	1,142		529 (財)	24 積立金	529	国民健康保険財政調整基金	
計	613	529	1,142		529				

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 1 2 月生駒市条例第 2 6 号）附則第 3 条第 4 項及び第 5 項
- (2) 生駒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月生駒市条例第 7 号）第 5 5 条から第 5 7 条まで
- (3) 生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 2 8 年 6 月生駒市条例第 3 7 号）第 1 5 条第 1 号ア、第 3 9 条及び第 4 0 条
(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号）第 1 5 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- (2) 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 4 7 年 1 0 月生駒市条例第 3

0号)第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項

(3) 生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年10月生駒市条例第17号)第4条第1号

(生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年7月生駒市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によること

とされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第１号の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第１５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第２号の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例第１３条第１項及び第５項、第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第４項並びに生駒市職員の退職手当に関する条例第１７条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 14 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」
に改め、同条第 4 項中「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めると
ころにより、当該子を養育する」とあり、」を削る。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 9 条第 1 項において「配偶者
等」という。）」を加える。

第 1 9 条を第 2 1 条とし、第 1 8 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第 1 9 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に
至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資
する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」と

いう。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するま

での子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 15 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例
第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に改め、同条第
5 項中「5 5 歳を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に
「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 5 5 歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの

第 7 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、
同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1
号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削
り、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「次項において「扶養親族たる
子」に、「6, 5 0 0 円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級で
あるもの（以下「8 級職員」という。））にあつては、3, 5 0 0 円）、同項第 2

号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

第7条の3第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第8条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第8条の2第1項第1号中「道路（以下この項及び次項）」を「道路（以下この項から第3項まで）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に

つき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条の2第1項中「、第7条、第7条の2及び第8条」を「及び第7条」に改め、同条第2項中「、第7条の2」を削る。

第20条中「、扶養手当」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	

24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		

51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			

78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					

	105		302, 700	353, 200					
	106		303, 000	353, 600					
	107		303, 300	353, 900					
	108		303, 600	354, 200					
	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

第8条第1項中「、第7条の2」を削り、「、第14条の2及び第16条」を「及び第14条の2」に改め、同条第2項中「第2条第1項、」を削り、「及び第15条第2項」を「、第15条第2項及び第16条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
1	183,500	230,000	265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300
8	192,900	240,500	272,300
9	194,500	242,000	273,300
10	196,200	243,400	274,300
11	197,800	244,800	275,300
12	199,400	246,200	276,400
13	201,000	247,400	277,400
14	202,700	248,600	278,700
15	204,400	249,800	280,000
16	206,100	251,000	281,200
17	207,400	252,100	282,500
18	209,000	253,200	283,800
19	210,600	254,300	285,000
20	212,100	255,400	286,200
21	213,600	256,400	287,300
22	215,200	257,400	288,500
23	216,800	258,400	289,800
24	218,400	259,400	291,100

25	220, 000	260, 400	292, 400
26	221, 700	261, 300	293, 400
27	223, 000	262, 200	294, 400
28	224, 300	263, 100	295, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300
34	231, 100	267, 800	302, 600
35	232, 200	268, 600	303, 900
36	233, 300	269, 300	305, 200
37	234, 400	270, 000	306, 500
38	235, 400	270, 800	307, 800
39	236, 400	271, 600	309, 100
40	237, 300	272, 300	310, 400
41	238, 200	273, 000	311, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400
45	241, 400	276, 000	316, 300
46	242, 000	276, 700	317, 600
47	242, 600	277, 400	318, 900
48	243, 200	278, 100	320, 200
49	243, 800	278, 800	321, 400
50	244, 400	279, 500	322, 700
51	245, 000	280, 200	323, 900

52	245, 500	280, 900	325, 100
53	246, 000	281, 500	326, 400
54	246, 400	282, 200	327, 500
55	246, 700	282, 800	328, 600
56	247, 000	283, 500	329, 700
57	247, 300	284, 100	330, 400
58	247, 600	284, 800	331, 300
59	247, 900	285, 400	332, 000
60	248, 200	286, 100	332, 800
61	248, 500	286, 700	333, 600
62	248, 800	287, 400	334, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600
64	249, 400	288, 500	335, 300
65	249, 700	289, 000	336, 100
66	250, 000	289, 600	336, 800
67	250, 300	290, 100	337, 500
68	250, 600	290, 700	338, 100
69	250, 900	291, 200	338, 600
70	251, 200	291, 700	339, 200
71	251, 500	292, 300	339, 700
72	251, 800	292, 900	340, 300
73	252, 100	293, 400	340, 600
74	252, 400	293, 900	341, 100
75	252, 700	294, 300	341, 500
76	253, 000	294, 600	341, 900
77	253, 300	294, 800	342, 300
78	253, 600	295, 100	342, 800

79	253, 900	295, 300	343, 300
80	254, 200	295, 600	343, 800
81	254, 500	295, 800	344, 100
82	254, 800	296, 000	344, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900
84	255, 400	296, 500	345, 300
85	255, 700	296, 800	345, 600
86	256, 000	297, 100	346, 000
87	256, 300	297, 400	346, 400
88	256, 600	297, 700	346, 800
89	256, 900	298, 000	347, 000
90	257, 200	298, 300	347, 400
91	257, 500	298, 600	347, 800
92	257, 800	299, 000	348, 200
93	258, 100	299, 200	348, 400
94		299, 400	348, 800
95		299, 700	349, 200
96		300, 100	349, 500
97		300, 300	349, 800
98		300, 600	350, 200
99		301, 000	350, 600
100		301, 400	351, 000
101		301, 600	351, 500
102		301, 900	351, 900
103		302, 200	352, 300
104		302, 500	352, 700
105		302, 700	353, 200

106		303, 000	353, 600
107		303, 300	353, 900
108		303, 600	354, 200
109		303, 800	354, 700
110		304, 200	
111		304, 600	
112		304, 900	
113		305, 100	
114		305, 300	
115		305, 600	
116		306, 000	
117		306, 200	
118		306, 400	
119		306, 700	
120		307, 000	
121		307, 400	
122		307, 600	
123		307, 900	
124		308, 200	
125		308, 500	

別表第4中「3級113号給」を「3級109号給」に、「3級64号給」を「3級60号給」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは
様の事情にある者を含む。）」

「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養

親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和10年3月31日までの間における改正後の給与条例第7条の3第2項及び第3条の規定による改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)第5条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「100分の4」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

切替日から令和8年3月31日まで	100分の5.5
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の5
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	100分の4.5

(会計年度任用職員の給与に関する経過措置)

- 5 改正後の会計年度任用職員給与条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る会計年度任用職員(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の給与について適用し、同日前の勤務に係る会計年度任用職員の給与については、なお従前の例による。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表(附則第2項関係)

号給の切替表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級

1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5

43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		

85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第 16 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 4 7 年 1 0 月生駒市条例第 3 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項
中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5
6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規
定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各
号を削る。

附則第 1 9 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項におい
て準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した生駒市職員の退職手当

に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 17 号

生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員等の旅費に関する条例

生駒市職員の旅費支給条例（平成 2 年 6 月生駒市条例第 1 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 1 項に規定する本市の職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下この号において「会計年

度任用職員」という。)を除く。第19条において同じ。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員(会計年度任用職員を除く。)がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

(4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、本市と旅行役務提供契約(旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張中又は赴任中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)

当該職員

(2) 職員が出張中又は赴任中に死亡した場合 当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項に規定する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請により、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場

合には、当該旅行を完了した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第17条までに規定する旅費の種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期

間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、次条から第17条までに定めるところによる。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項

に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）

第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第 12 条第 1 項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別車両料金（特別職の職員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第 10 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第 12 条第 1 項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除

く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 私有の自家用自動車を旅行に使用することについて任命権者の許可を受けた職員が当該許可に係る自家用自動車を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、前項の規定にかかわらず、規則で定める額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案し

て規則で定める方法により算定される額とする。

（家族移転費）

第 17 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

（長期研修等の旅費）

第 18 条 職員が研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため連続して 30 日を超えて旅行する場合には、当該旅行に係る旅費のほか、次の各号に掲げる日数の区分に応じ、当該各号に定める往復回数の鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費を当該職員に対して支給することができる。

- (1) 30 日を超えるとき 1 回
- (2) 60 日を超えるとき 2 回
- (3) 90 日を超えるとき 3 回
- (4) 120 日を超えるとき 旅行命令権者が市長と協議して定める回数

（新たに採用された職員の旅費）

第 19 条 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から

勤務場所に旅行する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める旅費は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 市内に転居した場合に係る転居費以外の旅費

(2) 本市の要請により国又は他の地方公共団体の職員から引き続き職員となった者 宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費（宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当に相当する部分に限る。）に係る旅費
(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に相当する者として退職等の日にいた地から旧勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に相当する者として退職等の日にいた地から新勤務場所に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順位による。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先順位とする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第23条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じてその都度市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条及び第17条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、一般職の職員が特別職の職員に随行して旅行する場合には、当該一般職の職員に対し、当該特別職の職員と同額の旅費を支給することができる。

3 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市職員等の旅費に関する条例の適用に関する経過措置)

- 2 改正後の生駒市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の生駒市職員の旅費支給条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者等が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者等が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 令和 7 年 4 月 1 日に新たに採用された職員（新条例第 19 条第 1 号に掲げる職員に限る。）に支給する転居費の額は、新条例第 6 条、第 16 条及び第 24 条

第２項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第２２号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて市長が定める。

- ６ 新条例第２６条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（生駒市の費用弁償に関する条例の一部改正）

- ７ 生駒市の費用弁償に関する条例（昭和４５年３月生駒市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び日当とする。

- ２ 前項の旅費の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第３条関係）

区分	金額
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当	特別職の職員で常勤のものの例により計算した額
日当	１日につき ２，８００円

（生駒市の費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ８ 前項の規定による改正後の生駒市の費用弁償に関する条例第３条の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第 13 条関係）

区分	宿泊費基準額(1 夜につき)	
	特別職の職員	一般職の職員
埼玉県、東京都及び京都府	27,000 円	19,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円
神奈川県及び新潟県	22,000 円	16,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
北海道、岐阜県、大阪府及び広島県	18,000 円	13,000 円
山梨県、兵庫県、宮崎県及び鹿児島県	17,000 円	12,000 円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県及び沖縄県	15,000 円	11,000 円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県及び愛媛県	14,000 円	10,000 円
岩手県、石川県、静岡県、三重県及び島根県	13,000 円	9,000 円
福島県、鳥取県及び山口県	11,000 円	8,000 円

議案第 18 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「1 6 , 0 0 0 円」を「2 3 , 2 0 0 円」に、「1 0 , 0 0 0 円」を「1 6 , 5 0 0 円」に、「2 5 , 0 0 0 円」を「3 6 , 3 0 0 円」に、「1 5 , 0 0 0 円」を「2 4 , 3 0 0 円」に、「3 7 , 0 0 0 円」を「5 4 , 2 0 0 円」に、「2 1 , 0 0 0 円」を「3 5 , 1 0 0 円」に、

「 床面積の合計が 200 平方メートルを 超え 500 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の 添付を要する場合 55,000 円 イ 構造計算書等の 添付を要しない場 合 27,000 円	を
--	---	---

「 床面積の合計が 200 平方メートルを 超え 300 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
--	-----------------------

	ア 構造計算書等の添付を要する場合 81,100 円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 47,300 円	に、
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	101,000 円	」

「92,000円」を「150,000円」に、「120,000円」を「217,000円」に、「230,000円」を「370,000円」に、「270,000円」を「440,000円」に、「410,000円」を「661,000円」に、「660,000円」を「983,000円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

1 の 2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る確認申請又は計画通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為(同項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。)第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。)に係る建築物に関する法第6条第1項の規定による確認の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為(同法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、省令第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。)に係る建築物に関する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料の額 イ 52の3の項に掲げる手数料の額
-------------	---	---	--

別表第2の2の項中「13,000円」を「15,100円」に、「7,000円」を「8,500円」に、「8,000円」を「9,900円」に、「5,000円」を「6,700円」に改め、同表の3の項中「12,000円」を「13,000円」に、「7,000円」を「8,400円」に改め、同表の4の

項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「14,000 円」を「21,400 円」に、「17,000 円」を「25,900 円」に、「23,000 円」を「35,100 円」に、

床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	34,000 円	を
---------------------------------------	----------	---

床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	51,600 円	に、
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	65,100 円	

「54,000 円」を「90,700 円」に、「75,000 円」を「132,000 円」に、「130,000 円」を「216,000 円」に、「170,000 円」を「285,000 円」に、「240,000 円」を「392,000 円」に、「450,000 円」を「685,000 円」に改め、同表の 4 の 2 の項を次のように改める。

4 の 2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる者が新築等しようとする建築物を含む。7 の 2 の項において同	床面積の合計が 200 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 8,100 円を加算した額
-------------	---	--	-------------------------	---

		じ。)に関する 法第7条第1 項の規定によ る完了検査の 申請又は建築 物のエネルギー 消費性能の 向上等に関する 法律第12 条第2項に規 定する建築物 エネルギー消費 性能適合性 判定を受けた 建築物エネル ギー消費性能 確保計画によ る建築物に関 する法第18 条第20項の 規定による完 了検査の通知 に対する検査 (以下この項 において「省 エネ基準に係 る完了検査」 という。)のう ち、単位住戸 (建築物エネル ギー消費性能 基準等を定め る省令(平成 28年経済産 業省・国土 交通省令第1 号。以下この 項、51の項、 52の3の項、 53の項及び備 考第4項にお いて「基準省 令」という。) 第1条第1項 第2号イ(1) に規定する単 位住戸をいう。)の数が1 である住宅(以下この項、 7の2の項、 45の項、47 の項、51の 項、52の3の 項及び53の 項において「 1戸建ての住	床面積の合計が200平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に8,400円を加算した額
--	--	--	-------------------------------	--

	宅」という。)に係る検査(以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。)		
省エネ基準に係る完了検査のうち、1戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、7の2の項、51の項、52の3の項、53の項及び備考第10項において「共同住宅」という。)に係る検査(以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。)	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 13,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 28,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 47,100 円を加算した額	
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 69,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 123,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 205,000 円を加算した額	
	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 356,000 円を加算した額	
	省エネ基準に係る完了検査のうち、非住	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手

宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、7の2の項、51の項、52の3の項及び53の項において同じ。）に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）		数料の額に 49,500 円（建築物の全部が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、7の2の項及び52の3の項において「工場等」という。）である場合には、14,200 円）を加算した額
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 61,600 円（工場等である場合には、18,000 円）を加算した額
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 79,900 円（工場等である場合には、23,900 円）を加算した額
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 127,000 円（工場等である場合には、53,600 円）を加算した額
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 164,000 円（工場等である場合には、78,500 円）を加算した額
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 196,000 円（工場等である場合には、96,500 円）を加算した額

			床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 229,000 円(工場等である場合には、119,000 円)を加算した額
			床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 296,000 円(工場等である場合には、163,000 円)を加算した額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査		次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査		次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額

別表第 2 の 4 の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

4 の 3	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 2 項ただし書の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する法第 18 条第 20 項の規定による完了検査の通知に対する検査	前項に掲げる手数料の額と同一の金額
-------------	--	---	-------------------

別表第 2 の 5 の項及び 6 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表の 7 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「12,000 円」を「18,300 円」に、「16,000 円」を「24,400 円」に改める。

円」に、「21,000円」を「32,100円」に、

「 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	31,000 円	を
--	----------	---

「 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	47,100 円	に、
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	59,400 円	

「48,000円」を「80,700円」に、「69,000円」を「121,000円」に、「120,000円」を「200,000円」に、「160,000円」を「268,000円」に、「230,000円」を「375,000円」に、「440,000円」を「670,000円」に改め、同表の7の2の項を次のように改める。

7 の 2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	床面積の合計が 200 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 8,100 円を加算した額
			床面積の合計が 200 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 8,400 円を加算した額

		エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する法第18条第20項の規定による完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、1戸建ての住宅に係る検査（以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。）		
	省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 13,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 28,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 47,100 円を加算した額	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 69,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 123,000 円を加算した額	
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 205,000 円を加算した額	

	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 356,000 円を加算した額
省エネ基準に係る完了検査のうち、非住宅部分に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 49,500 円（工場等である場合には、14,200 円）を加算した額
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 61,600 円（工場等である場合には、18,000 円）を加算した額
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 79,900 円（工場等である場合には、23,900 円）を加算した額
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 127,000 円（工場等である場合には、53,600 円）を加算した額
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 164,000 円（工場等である場合には、78,500 円）を加算した額
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 196,000 円（工場等である場合には、96,500 円）を加算した額
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 229,000

			円(工場等である場合には、119,000 円)を加算した額
			前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 296,000 円(工場等である場合には、163,000 円)を加算した額
		床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合	
		省エネ基準に係る完了検査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料の額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料の額

別表第 2 の 8 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表の 9 の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に、「13,000 円」を「19,800 円」に、「16,000 円」を「24,400 円」に、「21,000 円」を「32,100 円」に、

「 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	31,000 円	を
---	----------	---

「 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内の場合	47,100 円	に、
中間検査を行う部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の場合	59,400 円	

「51,000 円」を「85,700 円」に、「69,000 円」を「121,000 円」に、「110,000 円」を「183,000 円」に、「160,0

００円」を「２６８，０００円」に、「２５０，０００円」を「４０８，０００円」に、「５１０，０００円」を「７７７，０００円」に改め、同表の１０の項及び１１の項中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同表の１２の項中「第１８条第２４項第１号」を「第１８条第３８項第１号」に改め、同表の５１の項を次のように改める。

51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項及び53の項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積の合計が200平方メートル未満の場合	41,100円（法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合には、7,200円）
			床面積の合計が200平方メートル以上の場合	45,200円（低炭素建築物適合計画である場合には、7,200円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定	床面積の合計が200平方メートル未満の場合	23,800円（低炭素建築物適合計画である場合には、7,200円）

の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53の項において誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル以上の場合	25,200円(低炭素建築物適合計画である場合には、7,200円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第10条第2号イ(1)を用いた場合	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
	基準省令第10条第2号イ(2)を用いた場合	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	77,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、12,000円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	125,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、23,100円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	208,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、48,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	296,000円(低炭素建築物適合計画である

審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	10,000 平方メートル未満の場合	場合には、85,300 円)
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	578,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、136,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	1,018,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、204,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,866,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、309,000 円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	39,700 円（低炭素建築物適合計画である場合には、12,000 円）
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	64,600 円（低炭素建築物適合計画である場合には、23,100 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	112,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、48,700 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	167,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	302,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、136,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	507,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、204,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	884,000 円（低炭素建築物適合計画である場合には、309,000 円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築	いずれかの住戸について基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準を用いた場合	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額

等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いた場合	共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1項第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(53の項において「標準入力法」という。)を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	241,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、12,000円）
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	301,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、19,300円）
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	386,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、30,000円）
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	549,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、85,300円）
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	675,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、134,000円）
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	797,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、168,000円）
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	908,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、210,000円）
	床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合	1,131,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、293,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	95,700円（低炭素建築物適合計画である場合には、12,000円）

条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第 10 条第 1 項第 1 号イ (2) 及び同号ロ (2) の基準 (53 の項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	120,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、19,300 円)
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	157,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、30,000 円)
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	250,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、85,300 円)
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	325,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、134,000 円)
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	389,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、168,000 円)
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	455,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、210,000 円)
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	588,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合には、293,000 円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	

別表第 2 の 5 2 の 2 の項及び 5 2 の 3 の項を次のように改める。

52 の 2	低炭素建築物新築等計画軽微変更証明書交付手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 の規定による低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付	51 の項に掲げる手数料の額と同一の金額
52 の 3	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1 戸建ての住宅であって基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の基準又は同号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合
			37,600 円
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1 戸建ての住宅であって基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の基準又は同号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合
			41,800 円
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合
			20,300 円
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合
			21,700 円

		戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)		
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「戸建住宅併用審査」という。)	基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いた場合	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額
			基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いた場合	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	73,600円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	121,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	205,000円
			床面積の合計が5,000	293,000円

定に対する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	574,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	1,014,000 円
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,863,000 円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であつて全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	36,200 円
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	61,100 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	109,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	164,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	298,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	503,000 円
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	881,000 円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネ	いずれかの住戸について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準を用いた場合	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額

ルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いた場合	共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの基準を用いたもの（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	238,000円（工場等がある場合には、25,800円）
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	297,000円（工場等がある場合には、34,100円）
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	383,000円（工場等がある場合には、46,600円）
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	545,000円（工場等がある場合には、107,000円）
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	671,000円（工場等がある場合には、158,000円）
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	793,000円（工場等がある場合には、195,000円）
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	904,000円（工場等がある場合には、240,000円）
	床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合	1,127,000円（工場等である場合には、332,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの基準を用いたもの（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	92,300円（工場等である場合には、10,800円）

ルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いた審査（以下この「非住宅モデル」という。）	方メートル未満の場合	る場合には、21,700円)
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	117,000円(工場等である場合には、29,600円)
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	153,000円(工場等である場合には、41,100円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	247,000円(工場等である場合には、101,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	321,000円(工場等である場合には、150,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	386,000円(工場等である場合には、186,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	452,000円(工場等である場合には、231,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合	585,000円(工場等である場合には、320,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性審査のうち、同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第29	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	12,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,300円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	30,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	85,300円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	134,000円

	条第 3 項に規定する他の建築物である建築物に係る審査（以下この項において「他の建築物に係る審査」という。）	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	168,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	210,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	293,000 円
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料の額	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料の額	

別表第 2 の 5 2 の 4 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条」に改め、「額」の次に「同一の金額」を加え、同表の 5 3 の項を次のように改める。

53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、1戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	37,600 円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合には、7,200 円）
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	41,800 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、7,200 円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 200 平方メートル未満の場合	20,300 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、7,200 円）
			床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合	21,700 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、7,200 円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建	基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いた場合	戸建住宅標準審査に掲げる手数料の額

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いた場合	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満の場合	73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000円）
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、23,100円）
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	205,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、48,700円）
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、85,300円）
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	574,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、136,000円）
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	1,014,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、204,000円）
	床面積の合計が50,000平方メートル以上の場合	1,863,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、309,000円）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	36,200 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000 円）
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	61,100 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、23,100 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	109,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、48,700 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	164,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	298,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、136,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	503,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、204,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	881,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、309,000 円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いた場合	共同住宅標準審査に掲げる手数料の額
	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いた場合	共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額

の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	238,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000 円）
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	297,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、19,300 円）
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合	383,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、30,000 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合	545,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合	671,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合	793,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、168,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の場合	904,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、210,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場合	1,127,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、293,000 円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合	92,300 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、12,000 円）

29 条第 1 項の 規定による建 築物エネルギー消費性能向 上計画の認定 の申請に対す る審査のうち、非住宅部 分であってモデル建物法を 用いたものに 係る審査（以 下この項にお いて「非住宅 モデル審査」 という。）	床面積の合計が 300 平 方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合	117,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、19,300 円）
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満の場合	153,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、30,000 円）
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満の場合	247,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、85,300 円）
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満の場合	321,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、134,000 円）
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未 満の場合	386,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、168,000 円）
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未 満の場合	452,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、210,000 円）
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の場 合	585,000 円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合には、293,000 円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第 29 条第 1 項の規定によ る建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する審査のうち、1 戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審 査	次に掲げる額を合算 した額 ア 戸建住宅標準審 査、戸建住宅仕様審 査又は戸建住宅併用 審査に掲げる手数料 の額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル審 査に掲げる手数料の 額	
建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第 29 条第 1 項の規定によ る建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する審査のうち、共	次に掲げる額を合算 した額 ア 共同住宅標準審 査、共同住宅仕様審	

		同住宅及び非住宅部分に係る審査	査又は共同住宅併用 審査に掲げる手数料 の額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル審 査に掲げる手数料の 額
		建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律第 29 条第 1 項の規定によ る建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する審査のうち、同 条第 3 項の規定により記載された複数 の建築物による建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定の申請に係る審査	次に掲げる額を全て 合算した額 ア 戸建住宅標準審 査、戸建住宅仕様審 査又は戸建住宅併用 審査に掲げる手数料 の額 イ 共同住宅標準審 査、共同住宅仕様審 査又は共同住宅併用 審査に掲げる手数料 の額 ウ 非住宅標準審査 に掲げる手数料の額 エ 非住宅モデル審 査に掲げる手数料の 額

別表第 2 の 5 4 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 9 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同表の 5 5 の項を次のように改める。

55	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付	53 の項に掲げる手数料の額と同一の金額
----	------------------------------	---	----------------------

別表第 2 備考第 8 項を次のように改める。

- 8 5 2 の 3 の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物の部分の床面積について算定し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して建築物を建築する場合においては、当該変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分に

あつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

別表第2備考第9項を削り、同表備考中第10項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 10 前項の規定により算定する床面積は、当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計1次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いたものとする。

別表第2備考第11項中「前3項」を「第8項及び第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

生駒市就学指導委員会条例（平成 2 4 年 1 0 月生駒市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市教育支援委員会条例

第 1 条中「就学指導を」を「教育支援を」に、「生駒市就学指導委員会」を「生駒市教育支援委員会」に改める。

第 2 条中「、程度」を「及び程度、就学先、就学後の支援」に改める。

第 1 0 条を第 1 1 条とする。

第 9 条中「委員」の次に「及び調査員」を加え、同条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（調査員）

第 9 条 委員会に、障害のある児童及び生徒等への訪問調査を行うため必要があるときは、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該訪問調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第 2 8 条第 1 項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該調査の結果についての調査審議が終了したときまでとする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生
駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

(生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」
に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以
外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連
携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当
該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「10年」を「15年」に改める。

（生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小

規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

するための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

生駒市老人デイサービスセンター条例（平成 1 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 26 年
12 月生駒市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に、「生駒市介護保険運営協議会（
生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）第 17 条に規定する
生駒市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）」を「協議会」に改め、同項の表
中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改
め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、生駒市介護保険運営協議会（生駒市介護保険条例
（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）第 17 条に規定する生駒市介護保険運
営協議会をいう。以下「協議会」という。）が地域包括支援センターの効果的な
運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を
1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0
00 人以上 6, 000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該

複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の１の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の１の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

- ３ 前２項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

第３条第２項中「生駒市介護保険運営協議会」を「協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月生駒市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年 7 月
生駒市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上1 0年未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834

団員	200	264	334	409	519	689	789
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について

生駒市政治倫理審査会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第8条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 里 見 優

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●

氏 名 藤 次 芳 枝

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●

氏 名 和 田 博 志

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和7年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 岡 本 純 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 廣 岡 幸 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 甲 斐 聡 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 早 崎 広 司

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和7年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史